

横浜市精神障害者生活支援センター 指定管理者選定委員会（第1回）

日時：平成23年4月20日（水）

10時00分から12時00分（予定）

場所：横浜朝日会館6階 6E会議室

次 第

- 1 障害福祉部長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 選定委員会趣旨説明
- 4 委員長の選出
- 5 選定委員会会議の公開について
- 6 施設概要について
- 7 公募要項・応募関係書類の確定
- 8 その他（今後スケジュール）

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員名簿

氏名	所属・役職
いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
よねくら よしつぐ 米倉 令二	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
ふかざわ たかし 深澤 隆	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 常任理事
しおぎき かずまさ 塩崎 一昌	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長 精神科医
じょうこう まきのり 上甲 雅敬	上甲会計事務所 所長・税理士

(敬称略、順不同)

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター

指定管理者公募要項（案）

平成23年4月

横浜市健康福祉局障害支援課

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、横浜市精神障害者生活支援センター条例に基づいて設置している精神障害者生活支援センターについて、平成 24 年 4 月の開所に向けて整備中の横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの管理運営に取り組む意欲のある非営利の法人を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター
鶴見区豊岡町 28 番 4 号

施設の概要については「7 施設の概要」を参照してください。

(2) 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日（予定）から平成 33 年 3 月 31 日（10 年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から横浜市精神障害者生活支援センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当（7 階 705）
電話：045（671）3560 Fax：045（671）3566
E-mail kf-sskoubo@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市精神障害者生活支援センター条例第 2 条に規定する業務

- ア 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- イ 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービス提供
- ウ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- エ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- オ 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- カ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- キ その他センターの目的を達成するために必要な事業

4 横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの概要

(1) 施設の設置目的

精神障害者生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設として、「横浜市精神障害者生活支援センター条例」に基づき設置されています。

実施事業は次項のとおりです。

(2) 実施事業（具体策）

以下の事業については相互に連携し、一環してセンターを運営するものとします。

ア サービス内容

(ア) 日常生活の支援

生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な支援

(イ) 相談支援

電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための支援

(ウ) 生活情報の提供

住宅、就労、公共サービス等の情報提供

(エ) 地域交流の促進

レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供

(オ) 地域移行・地域定着支援事業

精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者への地域移行支援

(カ) 精神障害者自立生活アシスタント事業

単身等で地域で生活する精神障害者への社会適応力・生活力向上のための支援

(キ) その他

センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの施設及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターは複合施設であり、他施設との共用部分の施設・設備及び他施設のうち地域住民利用が可能な諸室についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

①施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

②施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

ウ その他関係業務

①横浜市精神障害者生活支援センターの利用促進及びサービスの向上に関すること

横浜市精神障害者生活支援センターの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、横浜市精神障害者生活支援センターの周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組などを適宜実施します。

②運営連絡会の設置

横浜市精神障害者生活支援センターは、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、関係事業所等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会を設置します。

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

施設長 1人

指導員 9人（精神保健福祉士1名以上を含む）

（内 訳）

常勤職員 5人（うち相談支援専門員1名以上を含む）

非常勤職員 4人（ただし、横浜市に事前協議を行うことで、生活支援センターの運営に支障のない範囲で、常勤職員に変更することを可とする。）

(ア) 留意事項

① 横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの開館時間中は、常時3名以上の職員体制（常勤・非常勤の別は問いません）をとることとします。

② 地域移行・地域定着支援事業については2名以上の担当職員を置くこととします。

③ 精神障害者自立生活アシスタント事業については、1名の専任常勤職員（主任アシスタント（※1））と1名以上の担当職員を置くこととします。

（※1：主任アシスタントの要件は、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」第10条で、障害者への支援経験年数が概ね5年以上あることを条件としております。）

イ 指定管理料

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します。（予算は横浜市会の議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、今回提出いただく提案書で示された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間に協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円以内（消費税別）の範囲内で指定管理料での負担をお願いします。ただし、建築物及び設備の補修・修繕等、100万円（消費税別）を超え、指定管理料内での執行では運営に支障が生じると判断される場合には、横浜市と協議する

ものとし、詳細は協定で定めます。

エ 利用者の実費負担について

横浜市精神障害者生活支援センターは利用料金制をとっておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、「横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱 第12条別表2」に定める「食事サービス」「入浴サービス」「洗濯サービス」「インターネットサービス」の実費相当分は利用者の負担とし、適切に徴収します。また、自主事業等にかかる実費相当額については参加者から徴収することができます。これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとし、

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率の変更			○
	法人税・法人住民税率の変更		○	
	事業所税率の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	建築物、設備の補修・修繕等(ただし指定管理料内での執行では運営に支障がでると判断され	○		

	る場合に限る。)			
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (7) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- (2) 地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年障発 0801002 号(厚生労働省)）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月条例第 21 号）
- (6) 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則（平成 11 年 4 月規則第 50 号）
- (8) 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱
- (7) 横浜市地域移行・地域定着支援事業実施要綱
- (7) 横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (3) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (8) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務とし

ています。

横浜市精神障害者生活支援センターに関する第三者評価は、専門性や施設特性を考慮して、健康福祉局障害支援課が設置する外部委員会による評価を、指定期間中に複数回受けることとし、これらの結果を公表します。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。保険金額は 1 億円以上とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に既存の横浜市精神障害者生活支援センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 環境への配慮

日常生活で誰もが気軽に参加できる“身近なエコ活動”の輪を広げていくことを目指した「Yokohama エコ活。～ あなたの毎日に、エコをプラスしよう。～」や「ヨコハマ 3R 夢（スリム）プラン」によるごみ排出量の削減など、地球環境に配慮する市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。

(キ) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ク) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ケ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(コ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が平成 21 年度中に策定予定の「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(サ) 災害等発生時の対応

横浜市精神障害者生活支援センターは、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、今後位置づけられる可能性があり、その場合には「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結・危機発生時の体制整備を求めることがあります。

また、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(シ) 目的外使用について

自動販売機等の設置を行う場合は、毎年、指定管理者が健康福祉局へ目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 【選定委員会】	4月20日（水）
イ 公募のお知らせ・公募要項の配布	5月2日（月）～6月15日（水）

ウ 応募説明会	5月11日(水)
エ 既存センター見学会	5月18日(水)
オ 公募要項に関する質問受付	5月19日(木)～5月23日(月)
カ 公募要項に関する質問回答	5月25日(水)
キ 応募書類の受付期間	6月13日(月)～6月15日(水)
ク 【選定委員会】(審査・選定)	6月21日(火)午後
	予備 6月22日(水)午前
(応募法人の数により複数回開催予定)	
ケ 選定結果の通知・公表	6月下旬
コ 仮協定締結	8月下旬
サ 指定管理者の指定(市会第3回定例会)	9月上旬
シ 本協定締結	平成23年1月下旬締結

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市健康福祉局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成23年5月2日(月)から平成23年6月15日(水)

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(イ) 配布場所：横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当(横浜市庁舎7階705)

横浜市健康福祉局のホームページからもダウンロードができます。

URL

http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/seikatsu_shien_center/koubo/tsuru.html

ウ 応募説明会及び既存センター見学会

応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。

(ア) 応募説明会

開催日時：平成23年5月11日(水)午後2時00分から午後4時00分まで

開催場所：横浜市庁舎7階7A会議室

参加人数：各団体3名以内とします。

申込方法：参加をご希望される団体は、5月9日(月)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「応募説明会申込書」(別紙1)を健康福祉局障害支援課にお送りください。

(イ) 既存センター見学会

開催日：平成23年5月18日(水)(予定)

開催時間：午前9時30分から12時00分まで

開催場所：横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター

横浜市神奈川区反町1丁目8番地4 は一と友神奈川4階

参加人数：各団体3名以内とします。

申込方法：参加をご希望される団体は、5月9日(月)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「現地説明会申込書」(別紙1-2)を健康福祉局障害支援課にお送りください。

※見学会当日、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：5月19日(木)午前9時～5月23日(月)午後5時

(イ) 受付方法：FAX または E-Mail で「質問書」(別紙2) 健康福祉局障害支援課にお送りください。
電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

オ 質問への回答

回答方法：平成 23 年 5 月 25 日(水) (予定) に、横浜市健康福祉局のホームページへの掲載により回答します。

URL

http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/seikatsu_shien_center/koubo/tsuru.html

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5 (5) 応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成 23 年 6 月 13 日 (月) 午前 9 時から平成 23 年 6 月 15 日 (水) 午後 5 時まで

(ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当 (横浜市庁舎 7 階 705) まで、ご持参又は記録が残る送付方法 (簡易書留等) でご提出ください (受付期間内必着)。

※送付先 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員

氏名	所属・役職
伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
米倉 令二	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
深澤 隆	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 常任理事
塩崎 一昌	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長 精神科医
上甲 雅敬	上甲会計事務所 所長・税理士

(敬称略、順不同)

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点(例)	配点
----	----------	----

1 法人状況		30
(1) 法人の理念・基本方針等	法人の理念や基本方針が生活支援センターの設置目的等と合致し、公共性の高い事業も実施しているか。	5
(2) 財務状況	法人の財務状況が健全であり、安定した経営ができる基盤であるか。	5
(3) 応募理由	応募理由に妥当性・具体性があり、熱意があるか。	5
(4) 精神保健福祉活動の実績	生活支援センターの運営に生かせる実績をもっているか。	15
2 事業実施方針		10
(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能	生活支援センターが地域で果たすべき役割を法人として明確にイメージできており、機能についても検討がなされているか。	5
(2) 指定期間中の事業展開方針	年数をおうごとに発展的な事業拡充が計画されているか。また、実現性が担保されているか。	5
3 具体的事業内容		50
(1) 日常生活の支援	日常的に課題を抱えている精神障害者を正確に把握しているか。また、有料サービスをとおして支援の必要な利用者の把握に努めているか。	5
(2) 相談支援	相談支援事業者として、さまざまな状況における相談支援の方法について検討されているか。(個別支援のあり方、個別支援計画の作成を含む。)	5
(3) 訪問・同行支援	緊急支援、計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを盛り込んだ訪問・同行支援の方法が計画されているか。	5
(4) 地域交流・地域連携	関係機関、地元町内会等の情報を十分に把握しており、地域交流・地域連携に対する具体的な計画があるか。	5
(5) 自主事業	生活体験の拡大となるような自主事業を、具体的に検討しているか。	5
(6) 家族支援	家族支援に関する具体的事業が計画されているか。	5
(7) 普及・啓発活動の実施	精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動を実施し、また、潜在的な利用者に対しアピールする計画をなっているか。	5
(8) ピア活動	ピア活動に関する具体的事業が計画されているか。	5
(9) 地域移行・地域定着支援事業	実施方針に地域移行支援の視点があり、退院準備支援の方法について具体的な計画があるか	5
(10) 精神障害者自立生活アシスタント事業	訪問支援の方法や対象者の把握方法について具体的な計画があるか。	5
4 職員配置・育成		10
(1) 職員の確保、配置	生活支援センターの運営に必要な十分な職員が確保されており、常に円滑な業務を実施できる体制がとれるか。適正な人員、精神保健福祉業務経験のある職員を配置することなどを意識しているか。	5
(2) 職員の育成	計画的な研修の実施など、職員育成に対する姿勢が積極的であるか。	5

5 施設の管理運営		20
(1) 施設及び設備の維持管理	施設・設備の保守管理の方法について実効性・実現性が高いか。	5
(2) 事故防止体制・緊急時(防犯・防災等)対応	事故防止策に関する意識の高さ・対応の適切性、防犯、防災に対して具体的な提案がされているか。	5
(3) 個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の保護マニュアルが整備され、適切に運用されているか。また、法人の運営状況が様々な手段により公開されているか。	5
(4) 苦情解決・利用者アンケート	苦情や要望に適切に対処されているか。利用者アンケートから抽出した課題への対応策を講じ、改善しているか。	5
6 収支計画及び指定管理料		10
(1) 収支計画の適正性	提案の内容に無理がなく、科目ごとに適正な経費が計上されているか。また、実現性が担保されているか。	5
(2) 運営費の効率性	運営費等について低額に抑える工夫がされているか。	5
合 計		130

<選定方法留意事項>

1. 各委員より「エ 評価基準項目」による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。
2. 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。
3. 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。

※応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準 **(65点)** に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定管理者選定終了後に公表します。

URL

http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/seikatsu_shien_center/koubo/tsuru.html

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成23年9月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募関係書類の提出について

別紙「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の応募関係書類」のとおり

【留意事項】

※共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

「オ 団体の概要（様式5）」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

オー a 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）

オー b 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）

なお、応募書類の内、エ～タの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

（5）応募条件等について

ア 応募者の資格（横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則第4条）

（ア）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（イ）医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

（ウ）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

（エ）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

（ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること

（イ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

（ウ）指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

（エ）地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

（オ）選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

（カ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

（キ）2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体の場合の取扱について

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないととも、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、施設ごとに、一団体一案とします。一団体が一施設に複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ① オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式 10）」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②各種印刷物作成業務、③備品選定補助業務、④施設管理運営業務、⑤広報宣伝業務、⑥横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。

なお、準備業務のための職員配置として、開所3か月前から3名、開所1か月前からは7名を配置します。準備業務の経費は、予算の範囲内で市が負担します。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者の変更

横浜市健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現

象を言う)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

7 施設の概要

- (1) 施設名称 : 横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター
- (2) 所在地 : 鶴見区豊岡町 28 番 4 号
- (3) 開所予定年月 : 平成 24 年 4 月
- (4) しゅん工予定 : 平成 23 年 12 月 28 日
- (5) 建物概要 : 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て
- (6) 面積 : 敷地面積 832.18.03 m²
建物総床面積 1,978.49 m²
生活支援センター専有面積 459.03 m² (3 階部分)
- (7) 開所時間 : 9 : 00 ~ 21 : 00
- (8) 休館日 : 月 1 回
- (9) 合築施設 : 鶴見区障害者就労支援型施設 (仮称)
※ 鶴見福祉授産所、鶴見ワークトレーニングハウスの後継施設

応募説明会申込書

横浜市健康福祉局障害支援課

FAX 番号 : 045-671-3566

E-Mail : kf-sskoubo@city.yokohama.jp

所在地

法人名

代表者名

(印省略)

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者の選定に関する応募説明会に、当法人に所属する以下の職員の参加を申し込みます。

氏名	所属

応募説明会に関する事務担当者名・事務連絡先：〇〇 (Tel :)

既存センター見学会申込書

横浜市健康福祉局障害支援課

FAX番号：045-671-3566

E-Mail : kf-sskoubo@city.yokohama.jp

所在地

法人名

代表者名

(印省略)

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者の選定に関する既存センター見学会に、当法人に所属する以下の職員の参加を申し込みます。

氏名	所属

既存センター見学会に関する事務担当者名・事務連絡先：〇〇 (Tel :)

別紙2

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者公募要綱に関する

質 問 書

法人名 ：

担当者名 ：

質問内容（箇条書きで簡潔にお願い致します。）

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 指定管理者の応募関係書類

- 1 提出書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入し、各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。
- 2 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。
- 3 提出書類には本表紙をつけ、アから順に並べ、原本1部、写しを8部提出してください。なお、写しの書類のうち5部はファイル綴りとし、3部についてはステープラー（ホチキス）等で留めず、クリップ留めで提出してください。
- 4 事業計画書（様式2）においては、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

団体名		
確認欄	提出書類名	ページ番号
□	ア 指定申請書（横浜市精神障害者生活支援センター条例規則別記様式（第5条第1項））（様式1）	1
□	イー1 事業計画書（様式2-1）	2-1
	イー2 法人状況（様式2-2）	2-2
	イー3 事業実施方針（様式2-3）	2-3
	イー4 具体的事業内容（様式2-4）	2-4
	イー5 職員配置・育成（様式2-5）	2-5
	イー6 施設の管理運営（様式2-6）	2-6
□	ウ 指定管理料提案書（収支予算書）（様式3）	3
□	エ 精神保健福祉活動の実績報告書（様式4）	4
□	オ 団体の概要（様式5）	5
□	※共同事業体の場合 オー2 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）	5-2
□	※共同事業体の場合 オー3 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）	5-3
□	カー1 申請団体役員名簿（様式6-1）	6-1
□	カー2 県警照会用エクセルファイル（データによる提出）	6-2
□	キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）	7
□	ク 定款、規約その他これらに類する書類	8
□	ケ 法人にあっては、法人の登記事項証明書	9
□	コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）	10
□	サ 平成19・20・21年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（任意団体においては、これらに類する書類）	11
□	シ 過去3年間の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書	12
□	ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）	13
□	セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9） ※該当の場合のみ	14
□	ソ 過去2年間の労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）	15
□	タ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）	16
□	チ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	17

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

事業計画書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

1 法人状況

- (1) 法人の理念・基本方針等
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由

2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

3 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援
- (2) 相談支援
- (3) 訪問・同行支援
- (4) 地域交流・地域連携
- (5) 自主事業
- (6) 家族支援
- (7) 普及・啓発活動の実施
- (8) ピア活動
- (9) 精神障害者退院促進支援事業
- (10) 精神障害者自立生活アシスタント事業

4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置及び育成
- (2) 組織図

5 施設の管理運営

- (1) 施設及び設備の維持管理
- (2) 事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 苦情解決・利用者アンケート
- (5) 指定管理料の効率的な執行

法人状況

(1) 法人の理念・基本方針等

法人の理念や基本方針等について、記載してください。

(2) 財務状況

予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財務状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

(3) 応募理由

精神障害者生活支援センターの設置目的や設置場所等を踏まえ、応募した理由を記載してください。

法人名

事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターが地域で果たす役割と機能について、記載してください。

(2) 指定期間中の事業展開方針

長期的視野に立った事業展開方針を記載してください。

法人名

具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

日常生活を営むうえでの様々な課題に対する個別具体的な支援の方法について記載してください。※食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービスを含む

(2) 相談支援

電話相談、面接相談、ケアカンファレンス等の相談支援の方法について、個別支援の実施方針にも触れながら記載してください。

(3) 訪問・同行支援

訪問・同行支援の対象者、支援の方法について記載してください。

(4) 地域交流・地域連携

精神障害者への理解の促進を図るための地域交流及び、関係機関（区役所、病院、精神障害者福祉施設、地域ケアプラザ、活動ホーム等）、関係団体（地元町内会、家族会等）との連携方法について具体的に記載してください。

(5) 自主事業

自主事業の具体的な事業内容について記載してください。

(6) 家族支援

家族支援に関する具体的な事業内容について記載してください。

(7) 普及・啓発活動の実施

精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動内容及び、潜在的な利用者に対するアピール方法について記載してください。

(8) ピア活動

ピア活動への取り組み方法について具体的に記載してください。

(9) 精神障害者退院促進支援事業

精神障害者退院促進支援事業の実施方針について具体的に記載してください。

(10) 精神障害者自立生活アシスタント事業

精神障害者自立生活アシスタント事業の実施方針について具体的に記載してください。

法人名

職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置及び育成

必要な職員の確保と適正な配置及び育成について、勤務体制や業務分担、研修計画に触れ、記載してください。

(2) 組織図

「法人全体」及び「生活支援センター内」の組織図を掲載してください。

法人名

施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持管理

利用者が施設を快適・安全に利用するための、施設及び設備の保守管理に関する考え方を記載してください。

(2) 事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対応

事故防止策に関する意識の高さ、対応の適正性、防犯・防災・急病・災害への対応方法について、具体的に記載してください。

(3) 個人情報保護・情報公開への取組

個人情報の保護に対する取組みや、法人の運営状況等の公開について、具体的に記載してください。

(4) 苦情解決・利用者アンケート

利用者の苦情解決及び要望への迅速な対応、利用者アンケートの実施方法等について具体的に記載してください。

(5) 指定管理料の効率的な執行について

運営費を効率的に執行するための工夫、運営費の低減策を記載してください。

法人名

指定管理料提案書（収支予算書）

（単位：千円）

【収 入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料		
入浴サービス等実費徴収額		
合 計		

【支 出】

科 目	金 額	内 訳
人件費		
所長		
常勤職員（5名）		
非常勤職員（4名）		
アルバイト		
調理アルバイト		
嘱託医賃金		
法定福利費		
退職給与引当金		
福利厚生費		
労務厚生費		
施設管理費		
光熱水費		
庁舎管理		
修繕積立金		
運営費		
旅 費		
消耗品費		
印刷製本費		
修繕費		
通信運搬費		
賃借料		
備品等購入費		
保険料		
雑費		
本部繰入金		
合 計		

法 人 名	
--------------	--

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料については原則として返還は求めませんが、年度末に決算書を提出していただきます。ただし、公募要項 4-(4)に定める職員配置基準を満たさない場合には、返還していただきます。
- 3 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、合わせて提出してください。
- 4 本部繰入金については、センターの運営に必要な本部職員への給与等とします。

様式 4

精神保健福祉活動の実績報告書

これまで団体として取り組んできた精神保健福祉活動の実績について具体的に記入してください。

法人名

様式 5

団体の概要

共同事業体名：

(共同事業体でない場合は、上記の部分空欄にするか削除してください。)

(平成〇年〇月現在)

(ふりがな) 団体名	()			
所在地	〒			
	※法人にあつては登記簿上の本店所在地を、任意団体にあつては代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)。			
設立年月日	年	月		
沿革				
事業内容等				
財政状況	年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	【氏名】		【所属】	
	【電話】		【FAX】	
	【E-mail】			
特記事項				

共同事業体の結成に関する申請書

横 浜 市 長

共同事業体の名称 _____

共同事業体代表団体 所在地

団体名

代表者職・氏名

㊟

横浜市精神障害者生活支援センターの公募に参加するため、公募要項に基づき、以下のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

共同事業体の 目的		
共同事業体の 名称		
共同事業体の 事務所所在地		
共同事業体の 構成団体（代表 団体も構成団体 として記載する こと）	所在地	
	団体名	
	所在地	
	所在地	
	団体名	
共同事業体の 代表団体	所在地	
	団体名	
代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係に おいて共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限	

（裏面あり）

共同事業体の結 成及び解散	当共同事業体は、平成 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
共同事業体の業 務遂行及び債務 の履行について の責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い、当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲渡 制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはありません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

平成 年 月 日

代表団体 所在地
団体名
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地
団体名
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地
団体名
職・氏名 ⑩

共同事業体連絡一覧

共同事業体名 _____ .

[代表構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	()		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者申請書類 (申請団体役員名簿)

公の施設	
所在地	

団体名 (商号又は名称)	()
住所	

役職	氏名	フリガナ	性別	住所	生年月日

指定管理者の資格要件に規定する「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと」を確認するため、横浜市が神奈川県警察本部に対して調査・照会資料として使用することに同意いたします。

平成 年 月 日

所 在 地 :

団 体 名 :

代表者氏名 :



欠格事項に該当しない宣誓書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

当法人は、以下に規定する指定管理者の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

《欠格事項》

- 1 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していること
- 2 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- 3 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- 4 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- 5 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
- 7 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

横浜市税の納税状況調査の同意書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

＜横浜市税の手続きにおいて、通知等送付先の登録が
上記所在地と異なる場合は、下記もご記入ください＞
通知等送付先

当団体は、横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者として応募するにあたり、指定管理者選定時及び、指定管理者に選定された場合、指定期間内に毎年 1 回、横浜市が以下の市税納付状況調査を行うことに同意します。

- (1) 市民税・県民税（特別徴収分）
- (2) 市民税・県民税（普通徴収分）
- (3) 法人市民税
- (4) 事業所税
- (5) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (6) 固定資産税（償却資産）
- (7) 軽自動車税

＜該当がある場合は、できれば下記にもご記入ください＞

■法人市民税 賦課コード（領収証書の法人番号）

※横浜市内に本店又は営業所があり、課税されている方は、できればご記入ください。

申告区 ※区名を記入してください（例：「鶴見区」）	
法人番号 ※「法人市民税申告書」又は「領収証書」に記載されている法人番号を入力してください（例：「20-10001」）	

■横浜市事業所税 賦課コード

※横浜市内に本店、営業所及び支店等があり、課税されている方は、できればご記入ください。（資産割：市内の事業所床面積の合計が1,000m²以下であるときは課税されません。従業者割：市内の事業所等の従業者数が100人以下であるときは課税されません。）※県の事業税ではありません。

申告区 ※区名を記入してください（例：「鶴見区」）	
整理番号 ※「事業に係る事業所税申告書」又は「領収証書」に記載されている整理番号を記入してください（例：「20-10001」）	

法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

団体名

代表者氏名

印

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を平成19年度、20年度、21年度において実施していないことを宣誓します。

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会運営要綱

制 定 平成 16 年 12 月 16 日 衛精第 754 号 (局長決裁)

最近改正 平成 22 年 3 月 18 日 健障支第 4038 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を公正かつ適正に実施するため、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の指定に関する要綱第 3 条第 2 項に基づき設置する横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議項目)

第 2 条 委員会はセンターの指定管理者の選定に関し、次の事項について健康福祉局長に意見を述べる。

- (1) 選定手続きの細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要綱の内容
- (4) 指定管理者の選定に関する審査
- (5) 指定候補者及び次点候補者の選定
- (6) その他健康福祉局長が指定管理者の選定に必要と認める事項

(委員会の委員)

第 3 条 委員会は 5 名の委員をもって構成し、委員は健康福祉局長が委嘱する。

- 2 委員は、学識経験者、保健福祉関係団体に所属する者及びその他健康福祉局長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと健康福祉局長が認める場合は、健康福祉局長はその職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、健康福祉局長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は公募要綱等で公表する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、指定管理者の選定について健康福祉局長から委嘱を受けた日から、横浜市精神障害者生活支援センターに係る指定管理者が指定された日までとする。

(作業部会の設置)

第6条 委員会は、必要があると認められる場合には、作業部会を設置することができる。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りではない。

(報告)

第10条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を健康福祉局長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害支援課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

横浜市精神障害者生活支援センター条例

制 定 平成11年 3月25日 条例第 21号

最近改正 平成23年 2月25日 条例第 7号

(設置)

第1条 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、横浜市に精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- (2) 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
- (3) 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- (4) 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- (5) 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- (6) 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第4条 センターは、次のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 営利のみを目的として利用するとき。
- (3) その他センターの管理上の支障があるとき。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた精神障害者生活支援センターについて指定管理者（地方自治法（昭和22年法第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合は、この条例による改正後の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第5項の例により、当該精神障害者生活支援センターの管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

別表（第1条第2項）

名 称	位 置
横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区精神障害者生活支援センター	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市保土ヶ谷区
横浜市緑区精神障害者生活支援センター	横浜市緑区
横浜市栄区精神障害者生活支援センター	横浜市栄区
横浜市磯子区精神障害者生活支援センター	横浜市磯子区

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則

制 定 平成11年4月30日規則第50号

最近改正 平成20年11月28日規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

- (1) 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター 第1月曜日
- (2) 横浜市栄区精神障害者生活支援センター 第2月曜日
- (3) 横浜市港南区精神障害者生活支援センター 第3月曜日
- (4) 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター 第4月曜日
- (5) 横浜市緑区精神障害者生活支援センター 第1火曜日
- (6) 横浜市磯子区精神障害者生活支援センター 第2火曜日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第4条 条例第5条第2項の規定による指定管理者の公募（以下「公募」という。）は、次に掲げる者を対象として行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

2 市長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

別記様式（第5条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 精神障害者生活支援センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- （1） 事業計画書
- （2） 定款又は寄附行為
- （3） 法人の登記事項証明書
- （4） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び 事業計画書並びに
前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5） 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- （6） その他市長が必要と認めるもの

横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱

最近改正 平成23年3月23日 健障支第4018号（局長決裁）

（目的）

第1条 この事業は、「横浜市地域活動支援センター事業実施要綱」に規定する横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）において、精神障害者の通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常生活の支援及び相談支援、地域交流の促進等を行い、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ることを目的とする。

（設置及び実施主体）

第2条 センターの設置及び実施主体は、横浜市とする。ただし、運営については、横浜市精神障害者生活支援センター条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）に行わせることができるものとする。

（利用対象者）

第3条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する在宅の精神障害者であって、福祉・保健等に関する相談、援助を必要とする者
- (2) 精神障害に関する福祉・保健等の活動に関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者

（事業内容）

第4条 センターは、次の事業を行う。

(1) 日常生活の支援

生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助

(2) 相談等

電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導

(3) 生活情報の提供

住宅、就労、公共サービス等の情報提供

(4) 地域交流の促進

レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供

(5) その他

センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

(設備基準)

第5条 センターは、次の各号に掲げる設備を設けることができる。

- (1) 事務室
- (2) 相談・指導室
- (3) 調理室
- (4) 食堂・娯楽室
- (5) 浴室・脱衣室
- (6) 洗濯室
- (7) 静養室
- (8) 便所
- (9) 集会室

(職員の配置及び資格要件)

第6条 センターには、運営に必要な職員を原則として別表1のとおり配置する。ただし、施設長、指導員については次に掲げる基準に該当する者とする。

(1) 施設長

精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められる者

(2) 指導員

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業したもの又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

ウ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事した者

エ イに掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

(利用手続)

第7条 センターを継続して利用しようとする者は、生活支援センター利用登録書（様式第1号）により、申し込むものとする。

ただし、登録外の利用者についても、条例第4条に該当する場合を除き、その利用の制限はしないものとする。

(運営)

第8条 センターの運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) 指定管理者は、センターの事業を効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、利用者の需要把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
- (2) 指定管理者は、精神障害者に対する理解を深めるため、センターの事業を公開するとともに地域住民等と連携して地域との交流に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (3) 横浜市は、この事業に従事する職員に対する研修等の充実に努め、指定管理者はその職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。
- (4) 指定管理者は、食事・入浴等の実費相当分の負担を伴うサービスとその他の事業に係る経理を明確に区分する。
- (5) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(指定管理者の指定等)

第9条 第2条にある指定管理者の指定手続きについては、条例等の規定に基づき実施していくものとする。

- 2 局長は、指定管理者との間で協定書を締結する。

(運営連絡会の設置)

第10条 センターは、第1条の目的を達成するために、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、社会復帰施設等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会の事務局は、センターに置く。

(書類の整備)

第11条 センターには、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(利用者の負担)

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費負担を伴うサービスについては、別表2に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

- 2 別表2に掲げるサービスのうち、食事サービスを除いた利用者負担金は、同年度の光熱水費などのセンター運営費に充当するものとする。

(報告)

第13条 指定管理者は、前月の事業実施状況を「事業実施報告書」（様式第2号）により、毎月10日までに健康福祉局に報告する。

(個別支援計画)

第14条 センターは、利用者の心身の状況及び病歴、その置かれている環境等を勘案し、必要に応じて、その者の個別支援計画を作成する。

2 センターは、利用者の個別支援計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

(秘密保持等)

第15条 センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第16条 当該センターのサービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、センターに関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第17条 センターは、その提供したサービスに関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 センターは、その提供したサービスにより事故が発生した場合は、市長、当該障害者等の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第19条 センターは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第20条 センターは、障害者等の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、その提供するサービスにおいて感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第21条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表 1

職 種	員 数	備 考
施 設 長	1 人	
職 員 (精神保健福祉士 1 名以上含む)	9 人	常勤 5 人 (うち相談支援専門員 1 名含む) 非常勤 4 人 (※ 1)
嘱 託 医	1 人	月 4 回

職員数については、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」に基づく自立生活アシスタントおよび「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づく自立支援員を含む。

※ 1 非常勤職員については、横浜市に事前協議を行うことで、生活支援センターの運営に支障のない範囲で、常勤職員に変更することができる。

別 表 2

センター提供サービス	利用者負担金	備 考
食事サービス	1食 500円以下	利用者負担金額は、各生活支援センターで必要な額を定める。 利用者負担金は全額食材等に当てる。
入浴サービス	1回 100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする。
洗濯サービス	1回 100円	洗剤は利用者負担とする。
インターネットサービス	10分 10円	利用時間は1人連続2時間までとする。

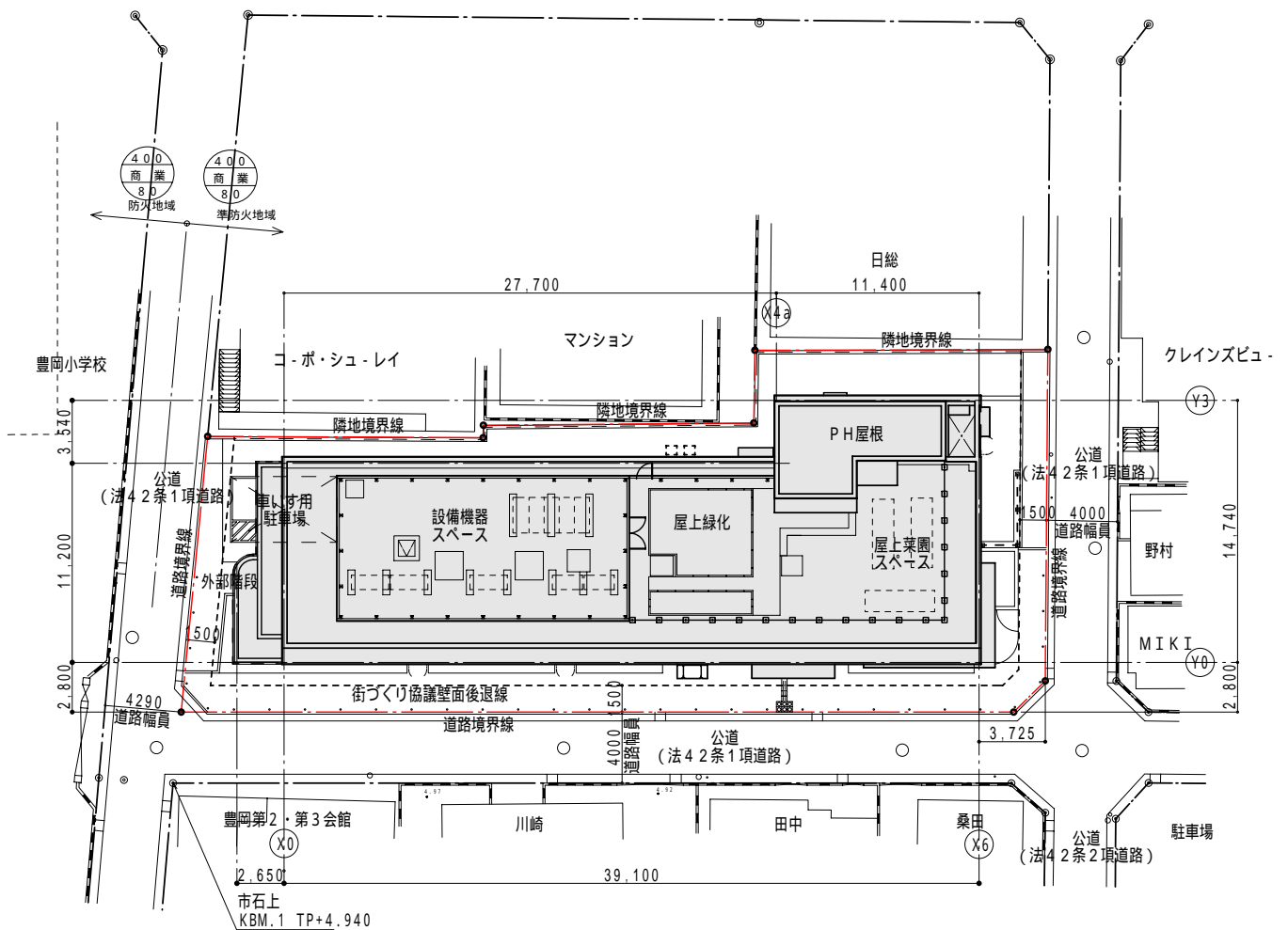
(様式第1号)

継続利用申込書(個人)

登録カード番号

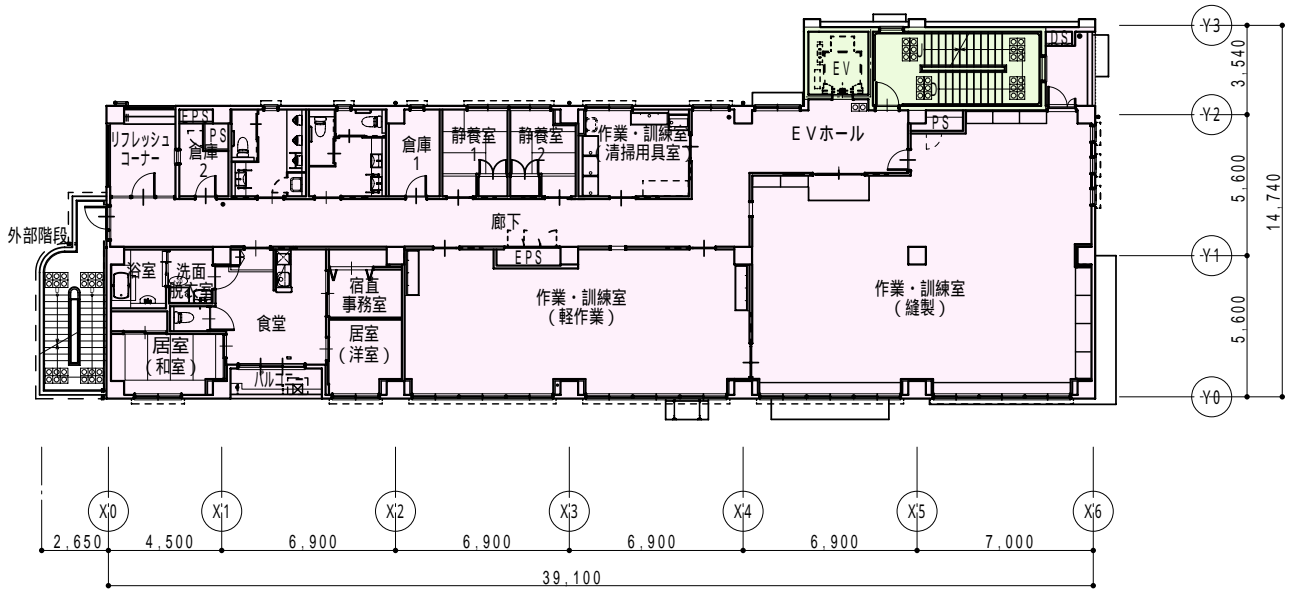
①申込日/継続利用開始日	年 月 日
②利用する理由	イブニングサービス利用/仲間づくり/休日に過ごす場/ 相談したいことがある/情報収集/ その他 ()
③利用者氏名	
④生年月日・年齢	昭和・平成 年 月 日 (歳)
⑤現住所	市 区
	電話番号
⑥緊急連絡先	(続柄) 電話番号
⑦勤務先	
⑧通所先	
⑨通院先	



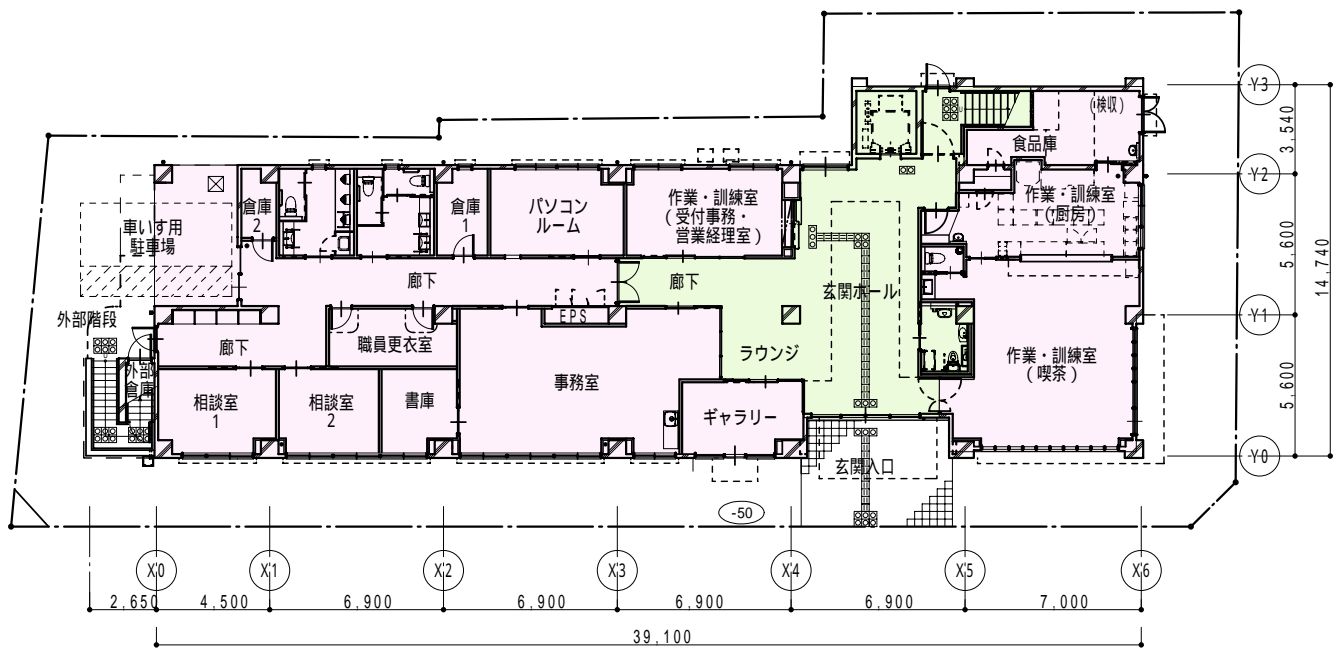


配置図 縮尺 1 / 400

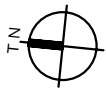
面積表									
施設区分	1階	2階	3階	4階	屋上PH	専用面積(A)	按分率	施設全体共用部 按分面積(B)	施設全体 区分面積(A+B)
就労支援型施設	360.60	455.80	455.80	-	-	1,272.20	73%	180.50	1,452.70
生活支援センター	-	-	-	459.03	-	459.03	27%	66.76	525.79
共用部	122.80	28.26	28.26	28.26	39.68	-		247.26	
合計	483.40	484.06	484.06	487.29	39.68	1,731.23	100%		1,978.49



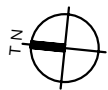
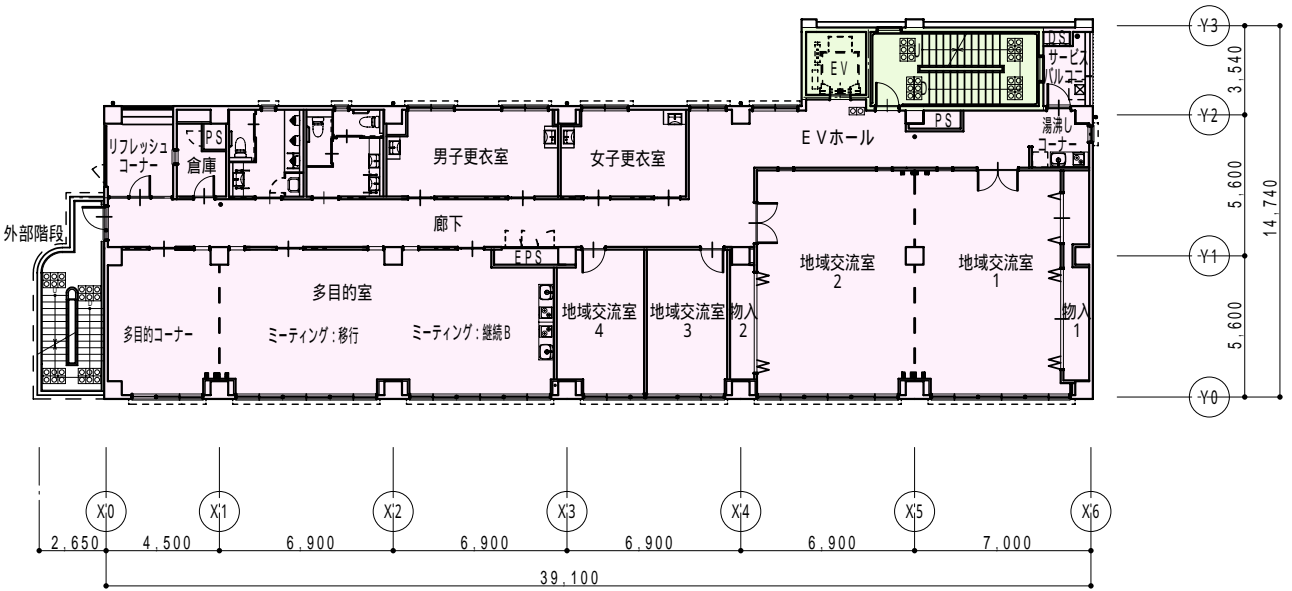
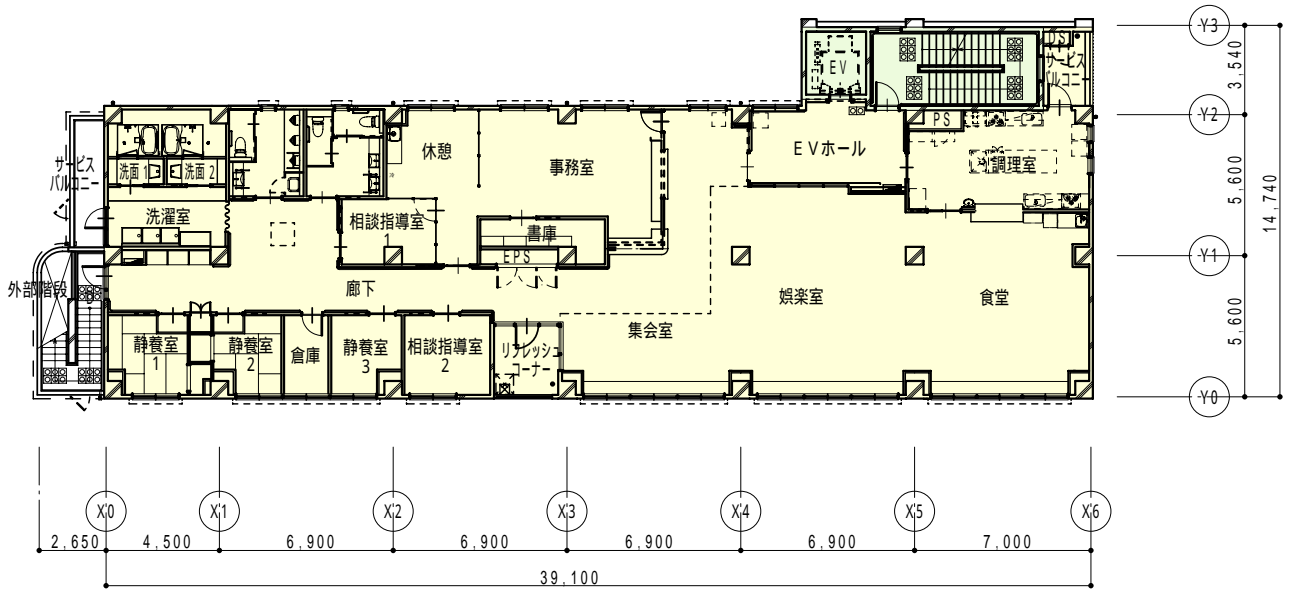
2階平面図 縮尺 1 / 300



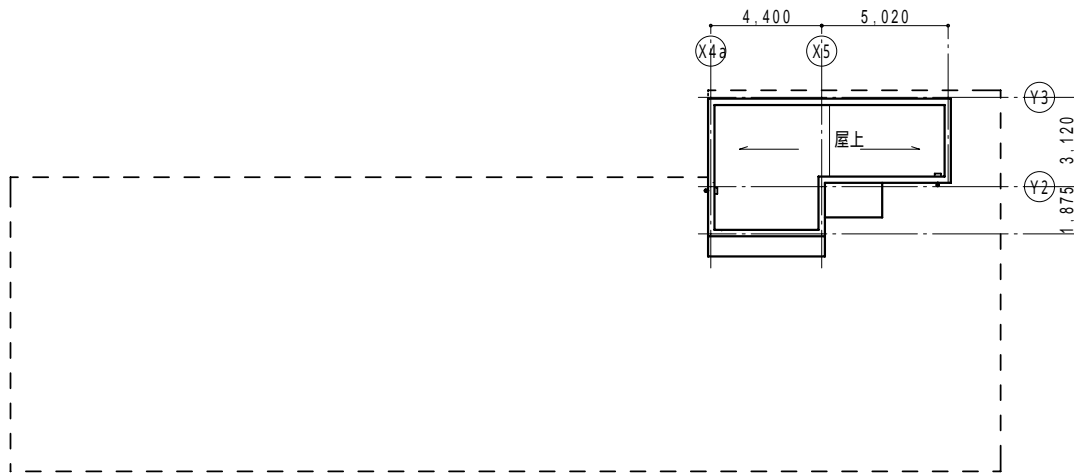
1階平面図 縮尺 1 / 300



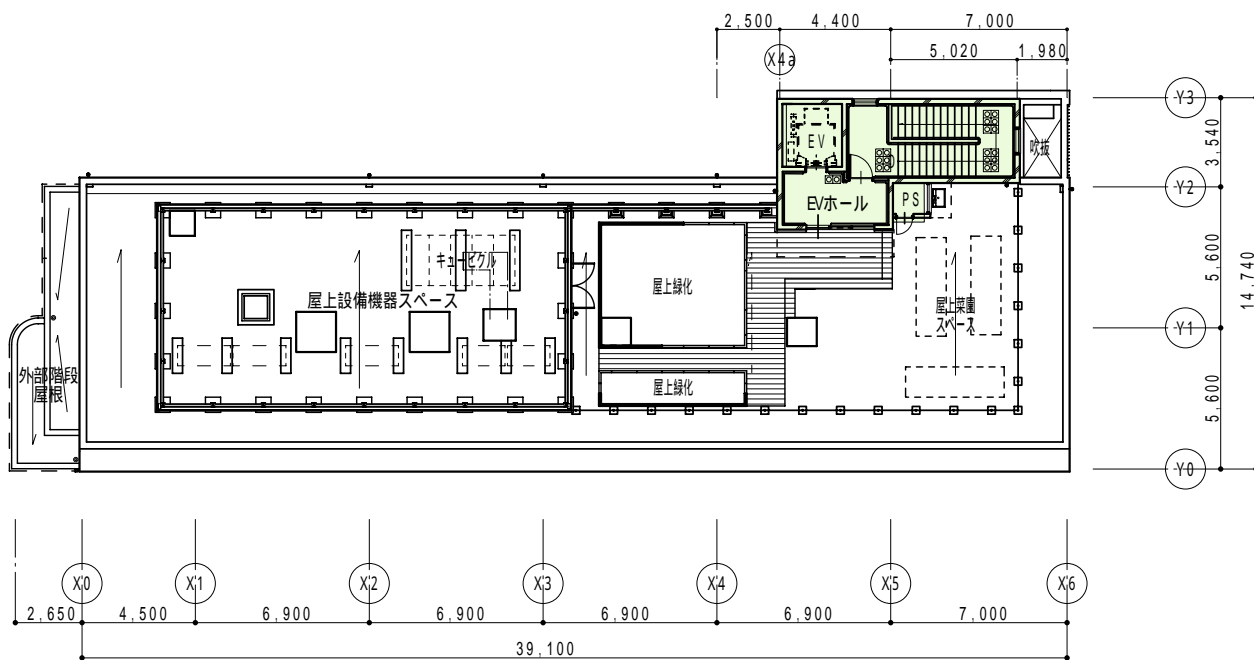
凡例	
	就労支援型施設
	生活支援センター
	共用
	外部共用



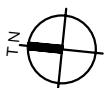
凡例	
	就労支援型施設
	生活支援センター
	共用
	外部共用


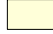

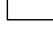


PH屋根伏図 縮尺 1 / 300



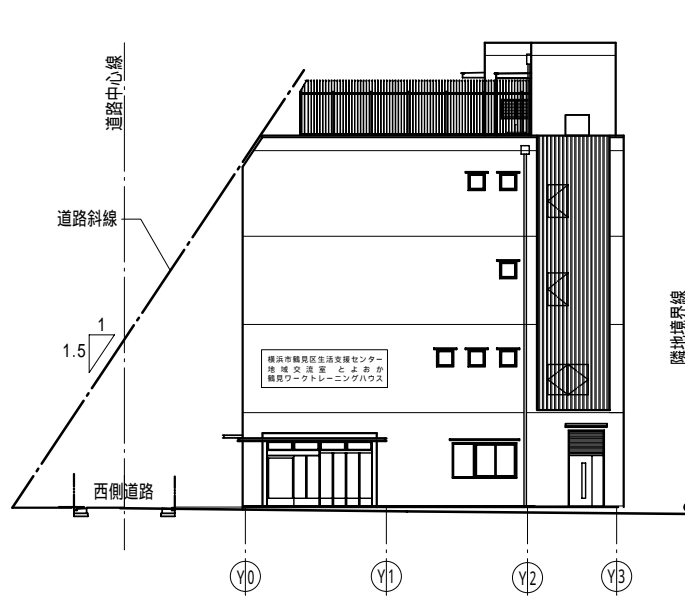
屋階平面図 縮尺 1 / 300



凡例	
	就労支援型施設
	生活支援センター
	共用
	外部共用



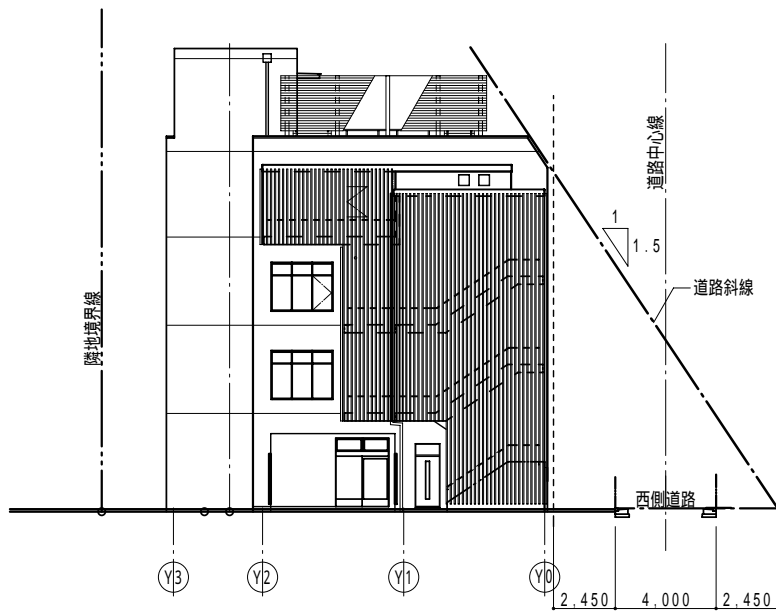
西側 立面図 縮尺 1 / 300



南側 立面図 縮尺 1 / 300



東側 立面圖 縮尺 1 / 300



北側 立面圖 縮尺 1 / 300

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会（第1回）

議事要旨

議 題	別添「次第」のとおり
日 時	平成23年4月20日（水）10時00分から11時30分まで
開 催 場 所	横浜朝日会館6階 6E会議室
出 席 者	【委員】 伊東委員、米倉委員、深澤委員、塩崎委員、上甲委員 【事務局】 神山障害福祉部長、細野障害企画課長、齋藤障害支援課長、古川係長、鈴木係長、門倉職員、森職員、市川職員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非 公 開
議 事	<p>1 障害福祉部長挨拶</p> <p>2 委員紹介</p> <p>3 選定委員会趣旨説明</p> <p>4 委員長の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満場一致で伊東委員に決定した。 ・委員長職務代理者として、米倉委員を指名した。 <p>5 選定委員会会議の公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回以降の選定委員会について、評価選考を行う会議は非公開、ヒアリング場面については公開とすることとした。 <p>6 施設概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理を担当する設計事務所職員より工事進捗状況及び設計の考え方の説明を行った。 <p>7 公募要項・応募関係書類の確定</p> <p>事務局より説明を行った。</p> <p>委員会における決定事項を踏まえ、配点の一部変更などの修正案を事務局で作成し、再度各委員にお示しして了解を得ることを前提に了承された。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選定委員会の定める最低基準」が満点の50%で良いのか。 →（事務局）指定管理者選定においては、50%が標準とされており、昨年度開催した既設生活支援センターの第2期指定管理者公募でも50%であった。 ・合築施設の活用の観点が入れないのか。 → 合築施設の活用の観点を強く入れることについては、特定法人に対して有利な条件になってしまう恐れがあるため、難しいと思われる。 地域で果たすべき役割の認識という項目の中で評価する。 ・地域で果たすべき役割の認識について強調できないか。 →（事務局）「2(1)生活支援センターが地域で果たす役割」部分の配点を厚くし、「1(4)精神保健福祉活動の実績」部分の配点を薄くするような修正案を作成して、各委員にお示しする。 <p>8 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録の内容について各委員に確認いただくことで了承された。

	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回選定委員会の日程調整を行った。 → 各委員のスケジュールを確認した結果、1日目（6月21日午後）は午後5時から開催することを決定した。このため、2日目（6月22日午前）を予備日とするのではなく、両日併記するよう変更した。
<p style="text-align: center;">決 定 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定委員長は伊東委員となった。 2. 第2回以降の選定委員会について、評価選考を行う会議は非公開、ヒアリング場面については公開とすることとした。 3. 1法人の審査にかける時間は、事務局案どおり40分程度とすることに決定した。（プレゼンテーション20分、質疑20分） 4. 「選定委員会の定める最低基準」は、事務局案どおり65点（130点満点の50%）とすることに決定した。 5. 応募要項、応募関係書類については、本日の会議での委員意見を踏まえ、事務局で修正案を作成し、再度各委員にお示しして了解を得ることを前提に了承された。 6. 第2回選定委員会の日程・日時を決定した。